

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 24 日現在

機関番号：32601

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23402012

研究課題名(和文) 東アジア諸国における非典型雇用の法的・実態分析

研究課題名(英文) The legal and practical analysis of non-regular employment in East Asian countries

研究代表者

藤川 久昭 (fujikawa, hisaaki)

青山学院大学・法学部・教授

研究者番号：30286223

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,600,000円、(間接経費) 4,380,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、研究蓄積が乏しかった東アジア諸国における非典型雇用の法的・実態について本格的な学術調査を行うものだが、極めて多くの諸成果を公刊でき、当初の目的通りの成果を上げた。具体的には、東アジア諸国における非典型雇用と法制の特徴を抽出できたこと(新しい研究課題への対応ができたという成果)、研究対象国の非典型雇用及び法制の現状と課題について解明したこと(アジア労働法研究の前提となる各種研究素材を作ることができたという成果)、国際シンポジウムや定例研究会によって、日本を含むアジア各国の研究者、行政機関等との関係が維持発展できたこと(研究ネットワークを発展できたという成果)という成果を挙げた。

研究成果の概要(英文)：This research has its aim as the depth academic research on "The legal and practical analysis of non-regular employment East Asian countries" that has never been attempted in Labour Law academics. We, all of members of this research, could find our academic important findings and therefore, publish a lot of academic papers and make many academic presentations, base on our research activities as follows. Namely, we could analyze and find out 1. the features of Labour Legislation and practices concerning non-regular employment in East Asian countries, and 2 the actual aspects, theoretical problems and challenges of non-regular employment and its legislation in East Asian countries. Through this research, we could maintain and develop the academic network on Asian Labour Law studies with Asian academic scholars, government related organizations and non governmental organizations, based on the periodical research meetings and the international conference with Japanses and Asian academics.

研究分野：法学

科研費の分科・細目：社会法学

キーワード：アジア労働法 労使関係 非典型雇用 国際公正労働基準 社会保障 労使紛争 ジェンダー 国際情報交換

1. 研究開始当初の背景

アジア諸国の労働法性の現状

アジア諸国では、社会主義経済から市場経済への経済制度の移行、権威主義体制から民主主義体制への政治体制変換等により、各種法制度の整備のニーズが高まった。特に、近年、アジア諸国では、労働法制への整備のニーズが高まり、各種国際機関、先進国等から、いわゆる労働法整備支援を受けてきた。そして、このような法整備支援を受けたアジア諸国の労働法制は、独自の発展を遂げようとしてつつある。かつて、単なる「飾り窓」にすぎなかったアジア諸国の労働法は、ようやく「実質化」しようとしているのである。

本研究組織による研究の状況

このような状況のもと、アジア労働法の展開を研究するために、本研究組織の研究代表者・分担者を中心に組織するアジア労働法研究会では、「東アジア諸国における労働法整備支援と労働契約法制の展開」(文科省科研費基盤研究(B)海外学術調査、平成20~22年)という研究課題に取り組んできた。その結果、アジア労働法の労働契約実定法制が著しく進展していること、裁判所による判例法理が展開していること、労働行政の実務的対応が開始し人事労務実務も展開を始めていること等、これまで必ずしも明らかにされてこなかった諸々の点が析出された。

労働契約法制の重要性

ところで、上記課題研究を推進する過程で、アジア諸国においても、労働契約法制における各論的課題が重要な問題になっていることが判明した。代表的なものとして、解雇・退職、労働条件の不利益変更、最低賃金、男女差別等であるが、とりわけ、いわゆる非正規雇用の問題が重要な課題になっていることが理解できた。それは、上記課題の研究を開始した時点において、リーマンショック等による金融危機がアジア諸国にも大きな影響を与えたからである。すなわち、経済のグローバル化が進展し、企業間の競争が激しくなり、できるかぎり経費を抑制していこうとする傾向が強まってきたところ、立場が脆弱である非正規雇用者は、すぐに解雇され、労働条件を切り下げられる等、影響が如実に出るからである。その社会的影響は非常に大きく、日本ならびにその他アジア諸国も、非正規雇用の問題は焦眉の課題となった。

非典型雇用問題への着目

そこでアジア労働法研究会では、急遽、「アジア諸国における非正規労働者」の研究を、上記科研費研究の成果を踏まえつつ、平成22年のアジア法学会春季大会においてシンポジウムを組織した。具体的には、非正規従業員の実態を踏まえた問題提起(香川孝三)、非正規雇用と法制度(山下昇)、非正規雇用

と社会的保護(押見(斉藤)善久、通称通り、斉藤とする)、東南アジアにおける非典型雇用と移民労働(藤川久昭)、非正規雇用とジェンダー(村岡(神尾)真知子、通称通り神尾とする)、韓国における非正規雇用と労働組合(新谷真人)というテーマを設定し報告を行った(司会は、吾郷真一、吉田美喜夫)。このように本シンポジウムでは、多面的に、アジア諸国の非正規労働者の問題点に迫ることができ、これまでなされてこなかった、アジア諸国における非正規雇用の法的・実務的課題について、研究の先鞭をつけることができた。

2. 研究の目的

研究のさらなる展開の必要性

しかし、上記シンポジウムでの研究は、あくまでも、「仮説」の提示であった。すなわち、各国からの「経験」をもとに(ベトナムからは社会的保護、フィリピンと韓国からはジェンダー、韓国からは労働組合等による集団的保護等)課題となる論点を提示し、論点毎に、それがなぜアジアで問題となり、どのように対処されており、今後どういった点が課題となるか、仮説を提示しただけであった。また、非正規用に関する各国における法制度の現実的側面(行政の対応、判例法理の進展、施行状況等)も、既存の統計調査のみから分析されたものであった。しかもそれらが必ずしも十分でないことが、研究過程で明らかになった。

本研究の目的

そこでわれわれは、上記シンポジウムでつけた「先鞭」をさらにすすめるために、「東アジア諸国における非正規雇用」というテーマで、本格的な海外学術研究を行うこととした。まず、本テーマに関する研究のために、決定的に不足しているのは、特に現実的側面の研究に関する各種素材である。本研究は、労働関連分野等において、十分な蓄積がない分野だからである。そこで、本研究では、下述する研究対象国各国、諸機関を訪問し、それらの協力をえながら現地実態調査を行い、これらの各種素材を収集するとともに、これまでの研究にて構築された研究ネットワークの維持・発展を行うことを目的とする。

本研究の対象国

次に、本研究テーマの研究対象国であるが、単なる各国研究で終わらせることなく、<1>社会主義国で資本主義経済体制に(一部)適応しようとしている国、<2>経済発展に取り組んできた(その取り組みを開始した)ものの、必ずしも(未だに)成功していない国、<3>経済発展が著しい国、<4>一定以上の経済発展を遂げた国という四類型にわけて、現実および課題を、民主化・産業化という軸にて分析する。具体的には、<1>は、ベトナム・ラオス、ミャンマー、<2>

はバングラディシュ、パキスタン、スリランカ、フィリピン、カンボジア、ネパール、＜3＞はインド、マレーシア、タイ、インドネシア、＜4＞は中国、韓国、台湾、シンガポールを選定して海外学術調査を行う。分担はメンバーが研究を継続的に蓄積した国であること、費用面を考慮して合理的経路が構築できること等を踏まえて決定する。

本研究の分析視角

最後に、上記の現実的側面で得た「情報」をもとに、非正規雇用に関する重要論点を設定し、学術的研究を各国研究に止まらせることなく、各国横断的に行うとともに、各国比較も行う。すなわち、＜A＞非典型雇用の実態と経済発展・民主化、＜B＞非正規雇用と労働法制、＜C＞非典型雇用と社会保障法制、＜D＞非典型雇用とジェンダー、＜E＞非典型雇用と集団的保護、＜F＞非典型雇用と国際労働基準・CSR、の六点である。なお、本研究での非正規雇用とは、正規雇用（当該企業に、期間の定めのない労働契約のもとで、直接雇用されているもの）以外のすべての雇用形態とする。したがって、間接雇用、契約労働、インフォーマルセクターでの労働等も含まれる。アジア諸国では、日本のように、パート、契約社員、派遣、請負、職業紹介等々、非典型雇用が細かく分類されておらず、厳密な定義が困難であるからである。

3. 研究の方法

対象国研究の方法

まず、本研究テーマの海外研究対象国は、＜1＞社会主義国で資本主義経済体制に（一部）適応しようとしている国であるベトナム・ラオス、ミャンマー、＜2＞経済発展に取り組んできた（取り組みを開始した）ものの、必ずしも（未だ）成功していない国であるバングラディシュ、パキスタン、フィリピン、スリランカ、ネパール、カンボジア、＜3＞経済発展が著しい国であるインド、マレーシア、タイ、インドネシア、＜4＞一定以上の経済発展を遂げた国である中国、韓国、台湾、シンガポールという四類型である。

各国研究は、研究担当者（代表・分担）が継続的に研究を蓄積してきた国を担当するとともに、費用面を考慮して合理的経路が構築できるように設定する。その場合に具体的には、＜1＞については齊藤が、＜2＞のスリランカ・ネパールと＜3＞のインドについては香川孝三と藤川が、＜2＞のフィリピンについては神尾が、インドを除いた＜3＞は吉田と藤川が、＜4＞については山下、新谷、楊、藤川が担当する予定である。要するに、南アジア、東南アジア、東アジアという領域に依拠しながら、調査担当を決定する。

なお上記に加えて、本研究に関する国際機関の研究・調査動向を確認し、研究レビューを受けるために、スイス・ジュネーブの国際

労働機関（ILO）本部、バンコクにある国際労働機関（ILO）アジア太平洋総局への訪問を行う。吾郷、香川、藤川が担当する。

分析視角による研究方法

次に、本研究は、単なる各国調査研究に止まらず、各国研究で収集したデータをもとにして、＜A＞非典型雇用の実態と経済発展・民主化、＜B＞非正規雇用と労働法制、＜C＞非典型雇用と社会保障法制、＜D＞非典型雇用とジェンダー、＜E＞非典型雇用と集団的保護を柱として分析を行うものである。これらの枠組みの有用性は、われわれ研究グループがアジア法学会でのシンポジウムで「仮説」として示した通りである。本研究ではその「検証」を行うとともに、＜F＞非典型雇用と国際公正労働基準・労働CSRという観点を追加して、六つの柱とする。具体的に、＜A＞では、経済発展・民主化という軸によって、各国の非典型雇用の実態を位置づける。実態については、既存のものでは不十分であることが理解できたので、それを補うため、各国の各種機関と協働してヒアリング調査を行う（責任者：香川・藤川）。＜B＞では、各国研究に止まっていた東アジア諸国における非典型雇用法制について、網羅的な研究を行う（責任者：山下・楊）。＜C＞も、各国研究に止まっていた東アジア諸国における非典型雇用に対する社会的保護法制について、網羅的な研究を行う（責任者：齊藤）。＜D＞では、東アジア諸国における非典型雇用が、「ジェンダー」的側面を有していることの分析を、実証的に行う（責任者：神尾）。＜E＞では、韓国以外の研究がなされていないので、研究対象を拡大する（責任者：新谷・吉田）。＜F＞はILO等の設定した国際公正労働基準と、近年アジアの企業でも推進されている労働CSRの観点から、アジアにおける非典型雇用の問題を検討するものである（責任者：吾郷・藤川）。以上六つの柱は責任者のみならず、すべての構成員が問題意識として有する。

4. 研究成果

多くの研究成果の公刊

本研究は、研究蓄積が乏しかった東アジア諸国における非典型強力的・実態について本格的な学術調査を行うものである。

その成果として強調したい点は、後掲の通り、極めて多くの諸成果を公刊でき、当初の目的通りの成果を上げた。このことは、アジア労働法研究という分野を、アジア法および労働法という分野、ひいては、法学および社会科学において、学問として確立することに大いに貢献するものである。

具体的な研究成果

本研究の成果として、具体的には、さらに次の諸点をあげることができる。

第1に、東アジア諸国における非典型雇用と法制の特徴を抽出できたことである。たとえば、インドネシアでは、日本と異なったタイプの非典型雇用法制の特徴が看取できる。このような規制非細分化の法制は、ときとして、ずさんな法規制であるとの指摘を受ける。確かにある程度の緻密な法規制は必要とはいえ、このようなタイプの法規制にもメリットがあることも理解できた。そして、このようなタイプの法規制は、他の東アジア諸国に共通の特徴として見られるものであり、しかも、現地の事情に対応しているものである。以上のことは新しい研究課題への対応ができたという成果として位置づけることができる。

第2に、研究対象国の非典型雇用及び法制の現状と課題について解明したこと、である。例えば、本研究を通じて、各国研究としての深みがさらに増している（後掲の研究成果から理解できる通りである）。加えて、対象国を4類型として整理することにより、ミクスドリーガル論などに依拠しつつ、法文化、法系論としての仮説も、組み上がろうとしている。以上のことは、アジア労働法研究の前提となる各種研究素材を作ることができたという成果およびアジア労働法研究を学問として確立させることができたという成果として位置づけることができる。

第3に、国際シンポジウムや定例研究会によって、日本を含むアジア各国の研究者、行政機関等との関係が維持発展できた、ということである。具体的には、研究会を独立行政法人労働政策研究・研修機構国際部との共同開催で行うことにより、労働法以外の関連労働分野（人的資源管理、社会学、労使関係論など）の研究者との共同作業を行うことができた。平成23年度には、国際シンポジウムを開催することができ、現地の研究との貴重な知見のやりとりができた。このことは、研究ネットワークを発展できたという成果として位置づけることができる。

以上について、本研究の成果としては、具体的には、各年度毎で提出した、実績報告書を参照いただきたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計38件）

2013年度 計（16）件

吾郷眞一

国際労働基準の日本での批准状況、公衆衛生、77巻5号、401-404頁、査読無

国際社会の機能主義的結合、法律時報、85巻11号、13-19頁、査読無

企業の労働CSR強化の方向性と労使関係の今後のあり方、公衆衛生、78巻2号、121-124頁、査読無

新谷真人

書評：小林昌之『アジアの障害者雇用法制』、アジア法研究、7号、193-198頁、査読無

押見（斉藤）善久

ベトナムにおける労使紛争と法制度、アジア法研究、7号、127-141頁、査読無

香川孝三

アジア労働法の最近の動向、ワークアンドライフ、11号、2-7頁、査読無

A S E A N 諸国における労使関係と日本企業および労働組合の課題、D I O、283号、12-15頁、査読無

硬直的な労働者保護法制とグローバル競争下の企業経営、ビジネスレイバートレンド、462号、58-61頁、査読無

インドの労使紛争処理手続、アジア法研究、7号、159-172頁、査読無

How has Japan been contributing promotion of creating freedom of association and collective bargaining in Asian countries ?, 大阪女学院大学紀要、10号、101-116頁、査読無

ミャンマーの労働争議解決法の意義、季刊労働法、244号、150-161頁、査読無

藤川久昭

インドネシア進出のための最新知識、グローバル経営、2013年5月号、4-9頁、査読無

インドネシアにおける労働と法、季刊労働法、243号、129-139頁、査読無

インドネシアにおいて日系企業が直面する主要な労務問題と法、アジア法研究、7号、143-158頁、査読無

村岡（神尾）真知子

日本のパートタイム労働の法政策と問題点、Korean Journal of Gender and Law、2014年1・2号合併号、21-41頁、査読無

日本の非正規雇用の労働問題、世界の労働、61巻4号、2-11頁、査読無

山下昇

中国における労使紛争処理制度、アジア法研究、7号、115-126頁、査読無

2012年度 計（6）件

吾郷眞一

消防職員が団体を結成し活動をする事への牽制が違法とされた事件、新・判例解説watch、wol10、305-308頁、査読無

香川孝三

インフォーマルセクター従事者の生活をいかに保障するか？、労働法律旬報、1767巻、4-5頁、査読無

アジア諸国のワークライフバランス、季刊労働法、237号、148-158頁、査読無
ミャンマー（ビルマ）における労働組合法の意義、季刊労働法、238号、148-158頁、査読無

押見（斉藤）善久

ベトナム労働組合法（2012年法）、季刊労働法、240号、137-148頁、査読無

無

藤川久昭

偽装職業紹介の現状と課題、季刊労働法、238号、197～206頁、査読無

2011年度 計(16)件

吾郷眞一

グローバル化とILOの監視メカニズムの課題、世界の労働、61巻3号、36～45頁

CSR 法としての機能とその限界、季刊労働法、234号、50～60頁、査読無

わが国企業の進出先としてのアジア労働市場と労働面におけるCSRの重要性、DIO、264号、4～7頁、査読無

新谷真人

韓国における非正規労働者と労働組合 労働法学の視点から、アジア法研究、5号、69～77頁、査読無

香川孝三

アジアにおけるILOの技術協力、世界の労働、61巻3号、46～53頁、査読無

労働分野におけるアジア向け国際協力の現状と問題点、季刊労働法、233号、166～179頁、査読無

アジアにおける非正規労働の問題点、アジア法研究、5号、17～25頁、査読無

神尾真知子

非正規雇用とジェンダー - 韓国の場合、アジア法研究、5号、57～68頁、査読無

日本の非正規雇用の労働問題、世界の労働、61巻4号、2～11頁、査読無

斉藤善久

ベトナムにおける労働者派遣と法規、アジア法研究、5号、39～51頁、査読無

ベトナム労働法における労働者代表主体の取り扱い、社会体制と法、43～55頁、査読無

藤川久昭

東南アジアにおける非典型雇用と移民労働、アジア法研究、5号、65～68頁、査読無

山下昇

日本・中国・韓国・台湾の非正規雇用と法制度、アジア法研究、5号、27～38頁、査読無

[学会報告]計(10)件

2013年度 計(8)件

吾郷眞一

Use of national courts in strengthening international law, Asia Society of International Law, 2013/11/15, New Delhi

押見(斉藤)善久

アジアに進出した日系企業の労使紛争処理(ベトナム)、アジア法学会、2013年6月23日、早稲田大学

日越両国の労働法制や労働条件について、ベトナム改正労働法と労働条件に関する諸問題、2013年11月16日、ハノイ法科大学

香川孝三

アジアに進出した日系企業の労使紛争処理(インド)、アジア法学会、2013年6月23日、早稲田大学

藤川久昭

アジアに進出した日系企業の労使紛争処理(インドネシア)、アジア法学会、2013年6月23日、早稲田大学

村岡(神尾)真知子

日本のパートタイム労働の法政策と問題点、韓国ジェンダー法学会、2013年9月14日、韓国放送通信大学

韓国の非正規職労働問題に対する法と政策、日本臨床政治学会、2014年4月19日、専修大学

山下昇

アジアに進出した日系企業の労使紛争処理(中国)、アジア法学会、2013年6月23日、早稲田大学

2012年度 計(1)件

押見(斉藤)善久

ベトナムにおける労使関係と労働法改正～最新事情から今後の動向まで～、国際労働財団、2013年1月23日、国際労働財団

2011年度 計(1)件

藤川久昭

総括コメント、労働法整備支援と個別労働法制の発展～インドネシアとベトナム、アジア労働法研究会、2012年3月18日、青山学院大学

[図書](計9件)

2013年度 計(4)件

香川孝三

(共著)賃金・労働条件総覧(2014年版)(海外進出企業における労働組合の役割)産業総合労働研究所、365-368頁

押見(斉藤)善久

(共著)アジアの生殖補助医療と法・倫理(第二章ベトナムにおける生殖補助医療と法・倫理)、法律文化社、37～56頁

藤川久昭

(単編著)海外派遣者ハンドブック・インドネシア編、日本在外企業協会、全165頁

吉田美喜夫

(共著)労働法と現代法の理論(下)(タイにおける非典型雇用の法的保護)、日本評論社、385～405頁

2012年度 計(2)件

香川孝三

(共著)『アジアのジェンダー』(「ベトナムのジェンダー」)、ミネルヴァ書房、217～315頁

押見(斉藤)善久

(共著)『アジアの障害者雇用法制』(「ベトナムの障害者雇用法制」)、ジェトロ・ア

シニア経済研究所、81～100頁

2011年度 計(3)件

吾郷眞一

(共著)国際人権法の国際的実施(国際人権保障機構としてのILO)、信山社、18頁分

香川孝三

(共著)国際関係入門(人権保障のメカニズム)東信堂、22頁分

(共著)『労働法が目指すべきもの』(アジアにおけるストライキ中の賃金問題)、信山社、97～125頁

6. 研究組織

(1)研究代表者

藤川久昭(FUJIKAWA HISAAKI) 青山学院大学法学部教授 研究者番号 30286223

(2)研究分担者

吾郷眞一(AGO SHINICHI) 立命館大学法学部教授 研究者番号 50114202

新谷眞人(ARAYA MASATO) 日本大学法学部教授 研究者番号 20405682

押見(齊藤)善久(OSIMI(SAITOH) YOSHIHISA)

神戸大学国際協力研究科准教授 研究者番号 10399785 香川孝三(KAGAWA KOZO) 大阪女学院大学教養部教授 研究者番号 20019087

村岡(神尾)真知子(MURAOKA(KAMIO) MACHIKO) 日本大学法学部教授 研究者番号 80219881

山下昇(YAMASHITA NOBORU) 九州大学法学研究科准教授 研究者番号 60352118

楊林凱(YANG LINGAI) 青山学院大学法学部准教授 研究者番号 50433694

吉田美喜夫(YOSHIDA MIKIO) 立命館大学大学院法科大学院教授 研究者番号 70148386